

と懐ふ。財を惜みて布施さず、藏し積みて人の知らむことを恐れば、身を捨てて手を空しくして、餓鬼の中に去りて、飢ゑ寒ゆる心を受けむ。夫れ錢財は、五の家共に有つ。何を五の家とす。一は県官なり。理にあらずして來向る。二は盜賊なり。なほし来りて劫め奪ふ。三は忽に水に瀆ひ流さる。四是忽然に火起らば燃焼かるることを免れず。五は惡しき子なり。理無くして費し用る。故に菩薩は布施することを難いふるなり。

怨しき病忽に身に娶り之れに因りて戒を受け善を行ひて現に病愈ゆること得る縁 第二十四

巨勢部皆女は、紀伊国名草郡埴生里の女なり。天平宝字五年辛丑に、怨しき病身に娶り、頸に婬肉生り、疽れたること大なる甚の如し。痛く苦しきこと切るが如し。年を歴て愈えず。自づから謂はく「宿業の招ぶ所なり。ただし現報のみにあらず。罪を滅し病を差さむには、善を行はむに如かず」とおもひて、髪を剃り戒を受けて、袈裟を著て、其の里に大谷堂に住みて、心経を誦持ちて行道くことを宗とす。十五年を過て、行者忠仙、来りて共に堂に住む。

忠仙、此の病の相を見て憚びて、病を看て呪護し、誓願を發して言さく「是の病を愈さむが為に、薬師經と金剛般若經とをおのおの三千巻と、觀世音經一万巻と、觀音三昧經一百巻とを読み奉らむ」とまうす。十四年を歴て、薬師經一千五百巻と、金剛般若經一千巻と、觀世音經一百巻とを読み奉る。ただし千手陀羅尼を間無く誦むなり。いまだ巻の数に満たず。病を受けたる歳より以来、二十八年を過て、延暦六年丁卯の冬十一月の一十七日の辰時に至りて、婬脛の瘻疽自然づから口開き、膿血流れて、平復願の如し。故に定めて知る、大乗の神呪の奇異しき力と病人の行者の功を積める徳となり、といふことを。「無縁の大悲を至りて感る者は、異しき形を播てむ。無相の妙智を深く信ふ者は、明なる色を呈さむ」といふは、其れ斯れを謂ふなり。

官の勢を假りて理にあらずして政を為ひて悪しき報を得る縁 第二十五

白壁天皇の世に、筑紫前國松浦郡の人、火君の氏のひと、忽然に死にて琰魔国に至る。時に王校ふれば死ねる期に合はず。故に更に敵へて返す。還

鉢・六所引の觀音三昧經の文を千手陀羅尼經の文である、として両經を同一のものであるかのごとくみなす説(後述所引の嘲旨の説は、顧世音三昧經の本文が全文あきらかにされた京都國立博物館蔵本、七寺藏本などによる)現在では誤り。「龍鬼流・行善毒種・難脊體血種」は、至心説(大悲院・三昧淨隨口消)千手千眼觀世音菩薩ムダ田満無聲大悲心陀羅尼經。云々七八七年。この年の九月四日、景成は夢を見ている(下卷三十九縁)。この夢が大きな機縁となつて原撰本日本靈異記は編纂されたと推測される。本説話にみえる「延暦六年丁卯冬十一月一十七日」は、その原撰本の編纂に着手したばかりの頃である。云々午前七時から九時のこところ。三三「懶」は肉懶。三三「懶」も「怠」も睡眠。云々上文のどの經の効能によつての治病なのか、あきらかでない。云々仏の慈悲。云々仏の智慧。

第三十五縁 標題に「惡報」とあるが「現」とはない。

云々佐賀県東松浦郡、西松浦郡、唐津市、長崎県南松浦郡、北松浦郡あたり。云々播磨國風土記には「筑紫國火君等塲」の、日本紀・五所引筑後國風土記には「筑紫君、肥君等」の、かかわった蘇生説話がみえる。いすれも火君(肥君)自身は蘇生しない。援助者、傍観者の役割はたしている。本説話における火君之氏の役割もそれに類似する。云々琰魔王の治める国。冥界の名。元人は生きる期間が決定されている、という考えにもとづいた蘇生理由。

中国説話の世界(たゞしば幽明鏡)に多くみえる「算未尽」という蘇生理由に近い。

一冥界に大海が述べられるのは他に例をみない。二冥界の釜饅の中で苦を受けている者が蘇生する者に伝言する例に、法殊珠林・漁蟹篇。感応縁所引冥報記・劉隱見・華嚴經伝記・五・康阿祿山などがある。下卷三十二縁、中巻七縁。三くい。四冥界の釜の中で沸き返つて浮沈をくりかえし、言いかけては沈み言いかけては沈むる例に、諸雜要集・地獄部・業因縁所引目難蠻喻経がある。五静岡県榛原郡。未詳。本説話以外に所伝をみない。六春いて幣米された糸を糸に送る輸送係の長。上文にはこの冥界の名は「琰魔王」とされている。上巻三十九縁では「度南國」へ行き「黄泉」より帰つた、下巻三十七縁では「閻羅王願」へ行き「黄泉」より帰つた、とされている。上巻三十二縁。二太政官の判官。左大弁と右大弁。續日本紀を編纂。修史の任務と、本説話にみえるような古い文書の整理とは関係があろう。「從四位上」とあるが、真道は延暦十六年(797)一月十三日に、從四位下から正四位下に進んでおり、「從四位上」であることはなかつた。下文にみえる延暦十五年三月には從四位下。また、「任」其官上にみえるが、真道が左大弁となつたのは延暦十六年三月十一日。本説話のころは、左大弁衛督であり造宮亮を兼ねていた(公卿補任)。三桓武天皇。施曉のことであろう。施曉は近江國梵那寺の僧。光信の弟子。少僧都に任せられたのは延暦十六年一月十四日。本説話のころは、律師。

る時に大海の中を見れば釜の如き地獄有り。其の中に黒き柱の如き物有りて、涌き返り沈み、浮き出でて火君に告げて言はく「待てや、物白さむや」といふ。すなはちまた涌き返り沈み、一復浮きて言はく「待て、物白さむ」といふ。是くの如くすること三遍なり。四之遍にして言はく「我れは是れ遠江国榛原郡の人、物部古丸なり。我れ世に存りし時に、白米の繩丁として、數の年を経、百姓の物を理にあらずして打ち徵る。其の罪の報に由りて、今此の苦を受く。願はくは我為に法花經を写し奉りて我が罪を脱れしめよ」といふ。火君見聞きて、黄泉より甦還來りて、具に解して大宰府に送る。府解状を得て、転へて朝廷に解す。朝庭信はず。故に大弁官、彼の黄泉の事の状を取りて、継ぎ累ねて二十年を経たり。從四位上菅野朝臣實道、其の官の上に任けられ、彼の状を見て山部天皇に奏す。天皇聞きたまひて、施設僧頭を講へて、詔して言はく「世間の衆生、地獄に至りて苦を受くること、一千余年を経て免るやいなや」とのたまふ。僧頭答へて曰さく「苦を受くる始なり。何を以ちてか爾れを知る。人間の百年を以ちて地獄の一月一夜とす。故にいまだ免れず」とまうす。天皇聞きたまひて、彈指したまひて、勅して遠江国に使を遣りて、古丸の行ひし事を訪ねしめたまふ。方に問ふことを得たり。解状の如くして、異なる

らずして実有り。天皇信ひ悲ひ、延暦十五年二月の朔七日に、始めて経師四人を召して、古磨が為に法花經一部を写し奉る。經の六万九千三百八十四の文字に充てて、知識を勧率する。皇太子と大臣一百官を舉りて、みなことごとく其の知識に入れる。天皇菩珠大徳を勧請へて講師とし、施設僧頭を請へて読師とし、平城宮の野寺にして、大なる法会を備け、為に件の経を誦読ましめ、福を賜りて彼の靈の苦を救ふ。嗚呼、嘗て古丸狐の虎の皮を借る勢を用て、理にあらずして攻を為し、悪しき報を受くることは、因果を賭さる賤しき心の太甚しきなり。因果無きにあらず。

塔の階を滅し寺の壇を仆して悪しき報を得る縁 第

三十六

正一位藤原朝臣水手は、諸楽宮に宇御めたまひし白壁天皇の御時の太政大臣なり。延暦元年の頃、大臣の子三四位上家依、父の為に悪しき夢を見て、父に白して言さく「知らぬ兵士三十人、來りて父尊を召す。此の悪しき表相あり。故に謝除すべし」ともうす。白し驚かすといへども父心へず。然うし

四 この世界と冥界では時々すむ速度が異なる、とする伝承は優婆塞戒経・七、正法念處経・八など諸書にみえるが、本説話が何に拠つたかは未詳。二三指をはじいて音をたてること。真道が左大弁でありしかも施賤が少僧都であつたのは延暦六年。二二・ト巻十八縁。六仲算の妙法蓮華經文・上に「大隋高僧惠日道場沙門臺撲字般云、六万九千三百八十四字、八八十四言者、除三章門品重類五百三十一字一定也」としている。妙法蓮華經の字数に關しては、この仲算の書の他に、東山住来指拾、宗肅の妙法蓮華經考異が詳しい。元知識(上巻三十五縁が六万九千三百八十四人のつた)。三秋篠寺の僧。七大寺年表によれば、天応二年(833)一月に僧正、延暦十六年(807)四月二十一日歿、七十五歳。日本後醍醐天皇の死後、延暦十七年の歿とされている。三法会に中心的役割をはたす僧が講師、輔助的役割をはたす僧が読師、であろう。三所在未詳。この時の法会に關しては他に所伝をみない。三どどのような故事を念頭においての記述であるか不明。

第三十六縁 藤原永手の冥界での受苦を示し、因果の理によつて説明する。云 父は藤原房前、母は宍瀬女王。左大臣。七〇年に正一位。七一一年に五十八歳で歿。七年後後に追贈された。云七八二年。すでに永手の歿後にあたる。永手の歿年、および家系の「從四位上」は、「延暦元年」とある本文には合致しない。「宝龜元年」とあるはうがよい(松浦貞後)。白壁天皇(光仁天皇)の時代、とあるの

を重視すれば、やはり「延暦元年」は不適。景戒の依拠した資料がおそらくは「元年」とだけ記されたものであつたのであろう。寶龜元年は七七〇年。云永手の第一子、母は鳥養女。「從四位上」であつたのは七七〇年十月より七七五年一月まで。延暦元年(781)のころは從三位。

一 宝龜二年(781)一月二十一日(続紀)。ニ 治病のために薬師と優婆塞とに呪護させる例に、上巻三十一縁がある。三 太政大臣の病氣が施設僧の中の一人の懲罰によつて治癒する例に、孝伝に、類似した行法を妙珍がおこなつたことがみえるが、きわめて珍しい例である。四 後代の秋門未詳。天平神護二年(767)十月二十日、六月に隅寺の毗沙門天像より出現した舍利を法花寺に迎えたのだが、官人一百人が幡(はた)、蓋(ふた)を持てて行列した(続紀)。しかし、この舍利出現は基真によつてなされた詐偽であつたこと(續紀)。神護景雲二年十一月四日条。このことが発覚したのに水手がこのような行為に出たか、とする松浦貞後の説がある。したがうべきであらう。「壇」は舍利を莊嚴するためのものであつたか。塔の階を滅し寺の壇を仆して悪しき報を得る縁 第三十六